

伊丹市観光農業事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の農業を都市型農業として確立するため、観光農業事業に要した経費の一部を予算の範囲内において市が補助することにより、農業経営の安定および向上を図ると共に、市民が農に親しむ機会を提供し、都市農業の振興を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「観光農業」とは、本市の区域内の農地において、農作物の収穫等を体験させて、農作物を供給する事業とする。また、次の各号に掲げる方式により、観光農業として開設されている農園（以下、「観光農園」という。）で、開設面積および一品目の観光用農作物の作付面積が、おおむね1,000㎡以上のものとする。

- (1) もぎとり園方式
- (2) 掘りとり園方式
- (3) 観光花き園方式
- (4) その他市長が観光農園として認める方式

2 この要綱において「農業者」とは、本市に住所を有し、農地台帳に記載されたものとする。

3 この要綱において「農業者団体」とは、前項に規定する農業者で組織された団体とする。

(補助対象者及び補助対象経費)

第3条 市長は、農業者又は農業者団体等が実施する下記の経費の一部について補助金を交付する。

- (1) 観光農園の調査研究、施設整備および普及宣伝等に要する経費
- (2) 観光農園の維持管理に要する経費

(補助率)

第4条 前条の規定に基づく補助率は、事業費の5割以内で、かつ作付面積1㎡当たり100円以内とする。ただし、補助限度額は、10万円とする。

(補助金交付の申請)

第5条 当該補助金の交付を申請しようとする者は、補助金の交付の可否決定の属する年度の市長が定める期日までに、伊丹市観光農業事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受領したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否及び交付する補助金額を決定し、伊丹市観光農業事業補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに、伊丹市観光農業事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の請求書の提出を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(設備の処分の制限)

第9条 この要綱により補助金の交付を受けて設備を設置した者は、当該設備の設置後5年間は、市長の承認なく、当該設備を移設し、若しくは撤去し、若しくは目的以外に使用し、又は譲渡してはならない。

(決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当する場合においては、補助金等の交付決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取消した場合において、当該取消しにかかる補助金がすでに交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年1月7日から施行する。